

条例

可決

暴力団の排除の推進に関する条例の制定

町行政、町民、事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、地域経済の健全な発展及び町民の安全で平穏な生活の確保に資することを目的に条例を制定するものです。
(平成25年4月1日施行)

債権管理条例の制定

町の債権管理の一層の適正化を図り、町民負担の公平性及び財政の健全性を確保することを目的に条例を制定するものです。
(平成25年4月1日施行)

過疎特別対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の改正

過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、条例の失効期限を延長するものです。
(公布の日から施行)

屋外体育レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の改正

サッカーコートの使用料金を夜間照明設備の使用料金の規定を追加するものです。
(平成25年4月1日施行)

社会福祉法人の助成に関する条例の制定

社会福祉法の規定に基づき、社会福祉法人に対する助成について必要な事項を定める条例を制定するものです。
(平成25年4月1日施行)

国民健康保険条例の改正

国民健康保険法施行令の改正に伴い、高額医療費共同事業に係る時限措置の延長を行うものです。
(公布の日から施行)

道路の構造の技術的基準に関する条例の制定

町が管理する町道の構造の技術的基準及び町道に設ける道路標識の基準を定める条例を制定するものです。
(平成25年4月1日施行)

移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の制定

バリアフリー化に関する道路の構造基準等を定める条例を制定するものです。
(平成25年4月1日施行)

町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定

町営住宅及び共同施設の整備に関する基準を定める条例を制定するものです。
(平成25年4月1日施行)

新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策本部の設置に必要事項を定める条例を制定するものです。
(新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行)

企業立地促進条例の改正

再生可能エネルギー電気供給施設を対象に追加するものです。
(平成25年4月1日施行)

道路占用料徴収条例の改正

道路法施行令等の改正に伴い、条項の整理を行うものです。
(平成25年4月1日施行)

町営住宅の設置及び管理に関する条例の改正

町営住宅への入居者の収入基準を追加するもので、併せて、債権管理条例制定に伴う条文の整理を行うものです。
(平成25年4月1日施行)

簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定

布設工事監督者に関する配置基準及び水道技術管理者に関する資格基準を定める条例を制定するものです。
(平成25年4月1日施行)

※地域主権一括法とは… 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」で、これまで国の法律で定めていた基準等について、自治体への権限移譲や自治体への条例委任に関する法律の整備を目的とした法律です。

特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の改正

債権管理条例の制定に伴い、条文の整理を行うものです。
(平成25年4月1日施行)

児童館の設置及び管理に関する条例の廃止

これまでの児童館業務を小清水小学校体育館等において実施することに伴い、条例を廃止するものです。
(平成25年4月1日施行)

寿の家条例の廃止

止別寿の家は、現在、町立止別へき地保育所として使用していることに伴い、条例を廃止するものです。
(平成25年4月1日施行)

規則

可決

議会会議規則

地方自治法の改正に伴い、本会議における公聴会の開催や参考人の招致について条文を追加するものです。
(平成25年4月1日施行)

軽易な事項の指定

可決

軽易な事項の指定とは、議会の議決を要する事項の内、町長が専決処分できる軽易な事項を指定するものです。指定事項は次のとおりです。

- ▼町の債権にかかる訴訟手続き等において、履行請求する額が1件60万円以下の訴えの提起、和解及び損害賠償額の決定に関する事

地域主権一括法にかかると各条例

議会委員会条例の改正

常任委員、議会運営委員、特別委員の選任について条文を追加するものです。
(公布の日から施行)

一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定

一般廃棄物処理施設の技術管理者に関する資格基準を定める条例を制定するものです。
(平成25年4月1日施行)

介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定

指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、入所定員等及び指定地域密着型サービス事業者の指

指定管理者

可決

止別公民館の指定管理者の指定

- ▼指定管理者 止別自治連合会 会長 権 藤 繁 藏
- ▼指定期間 自 平成25年4月1日 至 平成28年3月31日

町道の認定

可決

- ▼小清水市街西第4南裏通り
- ▼小清水市街西第4南中通り

人事

同意

オホーツク町村公平委員の選任

平成25年3月31日をもって任期満了となる公平委員会委員について、常呂郡置戸町田村昌文氏の選任に同意。